

申請に対する処分

処分名	出産育児一時金の支給決定
根拠法令	奄美市国民健康保険条例第6条
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課（笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

出産した被保険者の属する世帯の世帯主

支給申請の方法

「出産育児一時金について」をご覧ください。

〔奄美市HP 暮らしの情報 国民健康保険 その他の給付・手当 出産育児一時金（出産育児一時金について）〕

支給の要件

「出産育児一時金について」をご覧ください。〔 1 に同じ〕

2 標準処理時間

「出産育児一時金について」をご覧ください。〔 1 に同じ〕